

司法書士はあなたの身近な法律家

私たちは、こんな事をしています。

We will assist you.

鳥取県司法書士会

電話で無料相談 P.2

成年後見人の^{あっせん}斡旋 P.3

高校で法律を教えています P.4

講演会などに講師を派遣 P.5

企業の法務を支援 P.6

司法書士はこんな仕事をしています P.7-8

各事業の相談・お申込みは、
鳥取県司法書士会までお問い合わせください。

鳥取県司法書士会
TEL 0857-24-7013



電話で無料相談 ～司法書士総合相談センター～

司法書士が相談員となって、電話での無料法律相談を実施しています。

ここへ
アクセス

電話相談

- サラ金・クレジット等に関する相談 ☎ (0857) 27-4168
- 裁判手続に関する相談 ☎ (0857) 27-4166
- 登記手続に関する相談 ☎ (0857) 27-4165
- 遺言、相続、高齢者の
権利・財産に関する相談 ☎ (0857) 27-4165

相談の受付時間 毎週月～金曜日 午後1時から4時（祝祭日を除く）

※局番は0857（鳥取市局番）ですが、市外からおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。県下全域の担当司法書士が相談に応じます。
※電話相談の結果、司法書士の支援が必要とされる場合には、希望される地域の司法書士を紹介いたします。

面談相談

面談による相談を希望される方には、有料での面談法律相談も実施しています。

相談依頼者の希望される地域の司法書士を紹介いたします。ただし、希望にそえない場合もあります。

ここへ
アクセス

面談法律相談

☎ (0857) 24-7024

相談の受付時間

毎週月～金曜日
午後1時から4時（祝祭日を除く）

司法書士総合相談センターは日本司法支援センター「法テラス」の連携機関です。
法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

司法書士はあなたの身近な法律家

成年後見人の^{あっせん}斡旋 ～成年後見センター・リーガルサポート～

社団法人成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部では、司法書士を成年後見人として斡旋しています。多くの司法書士が成年後見人となって、高齢者、認知症、知的障害のある方たちの財産管理や身上監護をしています。

また、福祉施設や自治体等へ司法書士を派遣し、成年後見や財産管理についての相談、講演などの活動をしています。

ここへ
アクセス

ご依頼・お問い合わせは…

☎ (0857) 24-7013

成年後見・無料電話相談

同センター鳥取支部では、司法書士が相談員となって、成年後見に関する電話での無料相談を実施しています。

ここへ
アクセス

成年後見に関する相談

☎ (0857) 27-4160

相談の受付時間

毎週月～金曜日
午後1時から4時（祝祭日を除く）

こんなとき

- 知的障害のある子供の将来が心配。
- 自分が将来判断能力が衰えた後のことを考えて、今のうちに信頼のおける後見人を選んでおきたい。
- そろそろ一人暮らしが困難になってきたので、介護保険の利用契約など、各種福祉サービスの手続きを自分に代わってしてもらいたい。
- 一人暮らしをしている親が、悪徳商法のセールスマンに騙されず、安心して暮らしてほしい。
- 同居している母が、これまで出来ていた家事を失敗することが増えてきた。
- 親が最近物忘れがひどくなり、買い物をするのにも支障が出るようになった。
- 認知症の父が所有している不動産を売却して入院費に充てたい。
- 父が死亡したが、母が認知症のため、遺産分割の協議が出来ない。
- 成年後見人になっているが、専門家のアドバイスがほしい。

社団法人成年後見センター・リーガルサポートは
司法書士で構成された団体です。
ホームページ <http://www.legal-support.or.jp/>

司法書士はあなたの身近な法律家

高校で法律を教えています ~高校生のための法律教室~

鳥取県司法書士会では、毎年、県内の各高校に司法書士を講師として派遣し、高校生を対象に、社会人として身につけなければならない法律知識についての講義を行っています。

こんな内容

- 契約ってなに？
- クレジットカードと名義貸し
- キャッシングの金利はどれくらい？
- 携帯・インターネットトラブルに巻き込まれた！
- 高額な化粧品を購入する契約をしてしまったけど、解約したい
- キャッチセールスなど、悪質商法について
- 身に覚えのない高額な利用料などの請求がきた！

- わかりやすいテキストを人数分配布します。
- 一度に複数（10名程度）の講師を派遣することができますので、クラス別で授業をおこなえます。

—過去の講師派遣高校—

鳥取県立八頭高等学校
鳥取県立鳥取商業高等学校
鳥取県立青谷高等学校
鳥取県立鳥取東高等学校
鳥取県立岩美高等学校
鳥取城北高等学校
鳥取敬愛高等学校
鳥取県立倉吉農業高等学校
倉吉北高等学校
鳥取県立米子工業高等学校
鳥取県立日野高等学校
など



※「高校生のための法律教室」は、平成8年から毎年10校前後の高校で開講させて頂いています。

ここへ
アクセス

ご依頼・お問い合わせは…

☎ (0857) 24-7013

講演会などに講師を派遣

鳥取県司法書士会では、企業、法人、公民館、自治体、その他様々な団体からの依頼に応じて、法律に関する講演会・研修会・講習会等に司法書士を講師として派遣しています。

こんな内容

- | | |
|----------------|----------|
| ● 成年後見制度 | ● 多重債務問題 |
| ● 新会社法 | ● くらしと法律 |
| ● 相続・遺言 | ● 不動産取引 |
| ● 悪質商法などの消費者問題 | …など |



—派遣先の例—

社会福祉協議会
商工会
NPO法人
宅地建物取引業協会
高等学校・大学
公民館
農業協同組合
金融機関
老人福祉施設

- 司法書士は地域に密着し、気軽に相談できる生活に身近な法律家として、不動産登記、商業法人登記、相続、遺産分割、遺言、訴訟、調停、悪質商法対処、クレジット・カードトラブル、多重債務、成年後見、会社法務など、幅広い分野で業務を行っています。講演会・研修会など、地域や団体の啓発活動に司法書士の知識と経験を活用して下さい。

ここへ
アクセス

ご依頼・お問い合わせは…

☎ (0857) 24-7013

企業の法務を支援 ～新会社法の活用～

平成18年5月1日から新しく「会社法」が施行され、会社に関する制度が従来と大きく変わりました。新規に有限会社が作れなくなった反面、取締役が1人の株式会社を作れたり、有限会社の商号のまま株券を発行できたり、合名会社・合資会社が株式会社に組織変更できるようになるなど、従来の制度の下ではできなかった多くのことが、新会社法の下では、簡単に、しかもスピーディーにできるようになりました。

鳥取県司法書士会では、企業、中小企業団体、金融機関等の諸団体から依頼を受けて司法書士を派遣し、新会社法などの講演をしています。

こんな事知りたい

- 会社法施行によって何が変わったの？
- 有限会社はどうなったの？
- 会社を設立するときは、資本金をいくらにすればいいの？
- 株式会社に監査役を置かなくてもいいの？
- 会計参与ってなあに？
- 合同会社ってどんな会社？
- 経営権をめぐる相続紛争を避けるいい方法ができたって本当？
- 定款は今までどおりでいいの？
- 役員の任期はどうなったの？
- 有限会社を株式会社にするにはどうすればいいの？

● 会社法の施行に伴い、定款の整備や、会社によっては監査役退任の登記等、さまざまな対応が必要となる場合がありますので、最寄りの司法書士にご相談ください。

ここへ
アクセス

ご依頼・お問い合わせは…

☎ (0857) 24-7013

司法書士はこんな仕事をしています(1) (登記・法務編)

不動産の登記・取引の立ち会い

司法書士は、相続、贈与、売買、担保抹消などの土地・建物に関する登記を代理して申請したり、不動産の売買取引などに立ち会って、取引が安全確実にこなえるよう手助けをしています。

こんなとき

- 建物を建てたとき。
- 住宅ローンを組んだとき。ローンを完済したとき。
- 土地や建物を売買するとき。贈与するとき。
- 不動産を相続したとき。遺言書を作成したいとき。

会社・法人の登記や法務の相談

会社や法人の設立、役員変更、増資、事業目的の変更、事務所の移転などの登記を代理して申請したり、会社の法務に関する様々な相談に応じています。

こんなとき

- 法務に詳しい会社の相談相手が身近に欲しい。
- 会社、その他の法人を設立したい。
- 有限会社から株式会社へ変更したい。
- 株式会社の株券をなくしたい。有限会社の株券を発行したい。
- 資本を増加したい。
- 会社の役員が変更になった。
- 事務所を移転した。役員の住所が変更になった。
- 定款を作りなおしたい。

● 会社や法人の登記事項に変更が生じた場合には、通常2週間以内に変更の登記を申請する必要があります。

司法書士はこんな仕事をしています(2) (裁判関係編)

簡易裁判所における訴訟代理

法務大臣が指定した研修を終了し、認定を受けた司法書士は、簡易裁判所の管轄に属する民事事件（訴額が金140万円以内）について、訴訟代理人となって弁論することができ、その範囲において裁判外の和解や民事調停手続きの代理をすることができます。

こんなとき

- 借金の返済が苦しくなった。貸し手と交渉して欲しい。
- 払いすぎた利息を消費者金融から取り返したい（過払金返還請求）。
- 大家から敷金を返してもらえない。
- 滞納家賃を払ってほしい。
- 友人に貸した金を返して欲しい。
- 納品したのに支払いがない。訴えたい。
- 悪質商法にひっかかった。クーリングオフしたい。
- 交通事故の車の修理代を請求したい。

裁判事務

司法書士は、訴訟・破産・個人再生・民事調停・家事調停・相続放棄・遺言の検認・成年後見の申し立てなど、裁判所に提出しなければならない書類を、あなたに代って作成することができます。

こんなとき

- 賃貸借契約を解除して、借家の明け渡しを求めたい。
- 給料を払ってもらえない。
- 多額の借金を抱えてしまった。自己破産したい。
- 離婚調停を家庭裁判所に申し立てたい。
- 遺産の分割で話し合いがつかない。調停を家庭裁判所に申し立てたい。
- 亡くなった父が多額の借金をしていた。
- 母の認知症がすすんできた。
- 隣地との境界がわからなくてもめている。
- 親の遺言書が出てきた。

各事業の相談・お申込みは、
鳥取県司法書士会までお問い合わせください。

鳥取県司法書士会

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目314番地1

TEL 0857-24-7013

E-mail : aef07356@nifty.com

<http://homepage2.nifty.com/tottori-shihoshoshi/index.html>



鳥取県司法書士会会館

アクセス JR鳥取駅より車で約7分

—「桐友ホール」ご利用のご案内—

「桐友ホール」は、鳥取県司法書士会会館の1階にあるコミュニティホールです。市民の皆様自由に活用していただくために開放しています。研修会、講習会等の会場としてご利用ください。